破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１８７号
山形市城西町４丁目17番63－202号　コンフォートM
債務者　佐藤　貴弘
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで　山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８号
山形県上山市金谷字下河原1370　社会医療法人二本松会上山病院、住民票上の住所山形市下条町２丁目３番30－６号　黒沼東ハイツ202号
債務者　笹原　正人
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで　山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１００号
北九州市若松区中川町６番12号（２Ｆ）
債務者　宮野　定信
1　決定年月日時　平成29年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１２２号
北九州市八幡西区上上津役６丁目10番13号
債務者　竹田美智子
1　決定年月日時　平成29年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１２３号
北九州市八幡西区町上津役西１丁目３番７号
債務者　竹田　博樹
1　決定年月日時　平成29年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１２９号
北九州市門司区大字伊川1379番地１
債務者　白石　幸代（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１３７号
北九州市小倉北区中津口１丁目９番16－402号
債務者　税所　涼子
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第８２号
函館市川原町３番７－205号　ハイムマーサー
債務者　尾山　敏子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで　函館地方裁判所

平成２９年（フ）第８３号
函館市昭和４丁目55番５号
債務者　福田　昌明
1　決定年月日時　平成29年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで　函館地方裁判所

平成２９年（フ）第８５号
函館市戸倉町27番14号
債務者　外崎　勝彦
1　決定年月日時　平成29年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで　函館地方裁判所

平成２９年（フ）第８６号
北海道北斗市七重浜２丁目24番27号　ニチロアパート306号
債務者　中村理枝子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで　函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２８号
愛知県豊田市平和町４丁目64番地２　パレス平和Ｂ－３Ｇ号、前住所愛知県豊田市大林町13丁目３番地４　シティハイツ20　202号
債務者　三木美恵子
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
三重県伊勢市大湊町497番地17
債務者　清橋　泰代
1　決定年月日時　平成29年３月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第５４２号
大阪府豊中市山ノ上町10番６－303号
債務者　浅野　伸吾
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６５１号
大阪市此花区梅香２丁目７番11－301号
債務者　今井真三志
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６７２号
大阪市東成区玉津２丁目16－13　シャルマンフジビルトモアー今里305号
債務者　黒上明日香（旧姓平沼）
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７２６号
大阪府豊中市刀根山１丁目11番７号
債務者　鶴田　真人
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部